

各警察署長 殿

交通規制課長

交差点名標示板の設置について

みだしのことについては、道路交通の円滑化や道路利用者へのサービス向上の観点から、道路管理者による積極的な設置をお願いしてきたところであるが、交通安全施設の適切な維持管理の観点も考慮し、別添のとおり、「交差点名標示板設置に係る事務取扱要領」を策定したので、事務処理上誤りのないようにされたい。また、管内の道路管理者へもこの旨周知されたい。

なお、旧通知（平成15年10月2日付け道維第626号、規制発第1413号）は、廃止する。

別添

交差点名標示板設置に係る事務取扱要領

1 設置及び管理

交差点名標示板（以下、「標示板」という。）は、道路管理者において設置管理を行うこと。

標示板の取付け位置等の変更、撤去は道路管理者において行うものとし、交通信号機の移設や修繕を伴う場合は警察において行うこともできる。

なお、本事務取扱要領は策定以前に設置された標示板にも適用し、規格以上のものが交通信号機へ影響を及ぼすおそれのあるものは改善を検討すること。

2 設置対象箇所

茨城県内全ての交通信号機（今後、設置が予定されている箇所を含む）

3 交差点名称

1つの交差点に対し名称は1つとし、標示板に標示する名称は、

大字又は小字などの地名

公共建築物、文化施設等の名称

とし、道路管理者は警察と協議の上決定するものとする。

4 標示板の規格

標示板は「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」第2条に定める別表第1、114の2、A、Bに準じるが、その規格は

寸法 横1200mm以内×縦520mm以内

素地 スコッチライト（白色）

文字及び枠 スコッチライト（ブルー）

とし、標示板には

上部 日本語表記

下部 ローマ字表記（英語に訳せるものは英語表記）

を標示させ、市町村名やシンボルマーク、記号などは標示しないこと（参考図参照）。

5 設置方法

標示板を交通信号機に共架させる箇所は、

車両用灯器のアーム又は信号柱

とすること。

6 協議

標示板を設置する際には、道路管理者と管轄警察署において、前記事項について協議し（様式1）、管轄警察署は協議内容を交通規制課へ報告（様式2）すること。

管轄警察署は警察本部交通規制課の検討結果を道路管理者へに回答すること。

附 則

この要領は、平成26年2月28日から施行する。